

(管理者の責務)

第十八条 指定相談支援事業所の管理者は、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定相談支援事業所の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定相談支援事業所の管理者は、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者はこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十九条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定相談支援の提供方法及び内容並びに計画作成対象障害者等から受領する費用及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十条 指定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定相談支援を提供できるよう、指定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員に指定相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務についてはこの限りではない。

3 指定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十一条 指定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第二十二条 指定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第二十三条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第二十四条 指定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第二十五条 指定相談支援事業者は、当該指定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止)
第二十六条 指定相談支援事業者及び指定相談支援事業所の管理者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定相談支援事業者及びその従業者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第二十七条 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援又はサービス利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援に関し、法第四十八条第四項において読み替えて準用する同条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十八条 指定相談支援事業者は、利用者等に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定相談支援事業者は、利用者等に対する指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。